

A

令和 6年 9月 5日提出

第 3 回市議会定例会議案

浜 松 市

議 案 件 目

| | | |
|-----------|---|----|
| 第 97 号議案 | 令和 6 年度浜松市一般会計補正予算（第 3 号） | 別冊 |
| 第 98 号議案 | 令和 6 年度浜松市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号） | 別冊 |
| 第 99 号議案 | 令和 6 年度浜松市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号） | 別冊 |
| 第 100 号議案 | 令和 6 年度浜松市病院事業会計補正予算（第 1 号） | 別冊 |
| 第 101 号議案 | 令和 6 年度浜松市水道事業会計補正予算（第 2 号） | 別冊 |
| 第 102 号議案 | 令和 6 年度浜松市下水道事業会計補正予算（第 2 号） | 別冊 |
| 第 103 号議案 | 浜松市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等 に関する法律施行条例の一部改正について | 4 |
| 第 104 号議案 | 浜松市立保育所条例等の一部改正について | 7 |
| 第 105 号議案 | 浜松市国民健康保険条例の一部改正について | 11 |
| 第 106 号議案 | 浜松市斎場条例の一部改正について | 13 |
| 第 107 号議案 | 浜松市景観条例等の一部改正について | 16 |
| 第 108 号議案 | 浜松市自転車等駐車場条例の一部改正について | 20 |
| 第 109 号議案 | 浜松市立幼保連携型認定こども園条例の制定について | 22 |
| 第 110 号議案 | 静岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について | 27 |
| 第 111 号議案 | 工事請負契約締結について（旧浜松市教育文化会館解体工事） | 28 |
| 第 112 号議案 | 工事請負契約締結について （旧浜松福祉協働センター（アンサンブル江之島）解体工事） | 29 |
| 第 113 号議案 | 工事請負契約締結について （浜松市新津協働センター大規模改修工事（建築工事）） | 30 |
| 第 114 号議案 | 工事請負契約締結について （令和 6 年度（債務）河川改良国交付金事業（防災・安全交） （準）高塚川排水機場築造工事（機械工事）） | 31 |
| 第 115 号議案 | 物品購入契約締結について（浜松市立西図書館書架等備品） | 32 |
| 第 116 号議案 | 物品購入契約締結について （消防ポンプ自動車（CD-I 型）3 台） | 33 |

| | | |
|-----------|---|----|
| 第 117 号議案 | 物品購入契約締結について（救助工作車（Ⅲ型） 1 台） | 34 |
| 第 118 号議案 | 市道路線認定について | 別冊 |
| 第 119 号議案 | 市道路線変更について | 別冊 |
| 第 120 号議案 | 令和 5 年度浜松市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について | 35 |
| 認 第 1 号 | 令和 5 年度浜松市病院事業会計決算 | 別冊 |
| 認 第 2 号 | 令和 5 年度浜松市水道事業会計決算 | 別冊 |
| 認 第 3 号 | 令和 5 年度浜松市下水道事業会計決算 | 別冊 |
| 報 第 16 号 | 専決処分の報告 | 36 |
| 報 第 17 号 | 一般財団法人浜松市清掃公社の令和 5 年度決算について | 別冊 |
| 報 第 18 号 | 公益財団法人浜松市花みどり振興財団の令和 5 年度決算について | 別冊 |
| 報 第 19 号 | 公益財団法人浜松市医療公社の令和 5 年度決算について | 別冊 |
| 報 第 20 号 | 公益財団法人浜松市文化振興財団の令和 5 年度決算について | 別冊 |
| 報 第 21 号 | 株式会社なゆた浜北の令和 5 年度決算について | 別冊 |
| 報 第 22 号 | 公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構の令和 5 年度 決算について | 別冊 |
| 監報第 14 号 | 随時監査等の結果に関する報告について | 別冊 |
| 監報第 15 号 | 例月出納検査の結果に関する報告について | 別冊 |

第 103 号 議 案

令和 6年 9月 5日 提 出

浜松市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
法律施行条例の一部改正について

浜松市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条
例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
法律施行条例の一部を改正する条例

浜松市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成27年浜松市条例第80号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | | 改正後 | |
|--|---|--|--|
| 別表（第2条関係） | | 別表（第2条関係） | |
| 1 生活に困窮する外国人の保護に関する事務であって法別表の15の項に規定する主務省令で定める事務に準じるもの | 法別表の15の項に規定する主務省令で定める事務に対応する利用特定個人情報その他規則で定める特定個人情報 | 1 生活に困窮する外国人の保護に関する事務であって法別表の23の項に規定する主務省令で定める事務に準じるもの | 法別表の23の項に規定する主務省令で定める事務に対応する利用特定個人情報その他規則で定める特定個人情報 |
| 2 重度心身障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの | 法別表の84の項に規定する主務省令で定める事務に対応する利用特定個人情報又は1の項若しくは3の項に掲げる事務に関する情報であって規則で定めるものその他規則で定める特定個人情報 | 2 重度心身障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの | 法別表の117の項に規定する主務省令で定める事務に対応する利用特定個人情報、1の項、3の項又は6の項に掲げる事務に関する情報その他の特定個人情報であって規則で定めるもの |
| 3 ひとり親家庭等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの | 法別表の37の項に規定する主務省令で定める事務に対応する利用特定個人情報又は1の項若しくは2の項に掲げる事務に関する情報であって規則で定めるものその他規則で定める特定個人情報 | 3 ひとり親家庭等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの | 法別表の56の項に規定する主務省令で定める事務に対応する利用特定個人情報、1の項、2の項又は6の項に掲げる事務に関する情報その他の特定個人情報であって規則で定めるもの |
| | | 4 交通遺児等福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの | 法別表の56の項に規定する主務省令で定める事務に対応する利用特定個人情報、1の項又は5の項に掲げる事務に関する情報その他の特定個人情報であって規則で定めるもの |
| | | 5 遺児等福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの | 法別表の56の項に規定する主務省令で定める事務に対応する利用特定個人情報、1の項又は4の項に掲げる事務に関する情報その他の特定個人情報であって規則で定めるもの |

| | |
|--------------------------------------|--|
| <u>6</u> 子ども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの | 法別表の8の項に規定する主務省令で定める事務に対応する利用特定個人情報、1の項から3の項までに掲げる事務に関する情報その他の特定個人情報であって規則で定めるもの |
| <u>7</u> 敬老祝金の支給に関する事務であって規則で定めるもの | |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 104 号 議 案

令和 6年 9月 5日 提 出

浜松市立保育所条例等の一部改正について

浜松市立保育所条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市立保育所条例等の一部を改正する条例

(浜松市立保育所条例の一部改正)

第1条 浜松市立保育所条例（昭和24年浜松市条例第13号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>(使用料)</p> <p>第7条 保育所を利用する者の保護者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の使用料を市長が指定する日までに納付しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 第3条第4号及び第5号に掲げる事業 当該事業に通常要する費用の額、法第67条第3項及び第68条第3項の規定により交付される交付金の額その他の事情を勘案して規則で定める額</p> | <p>(使用料)</p> <p>第7条 保育所を利用する者の保護者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の使用料を市長が指定する日までに納付しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 第3条第4号及び第5号に掲げる事業 当該事業に通常要する費用の額、法第67条第3項及び第68条の2の規定により交付される交付金の額その他の事情を勘案して規則で定める額</p> |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市立幼稚園条例の一部改正)

第2条 浜松市立幼稚園条例（平成17年浜松市条例第270号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>(使用料)</p> <p>第5条 幼稚園を利用する者の保護者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の使用料を市長が指定する日までに納付しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 第3条第4号に掲げる事業 当該事業に通常要する費用の額、法第67条第3項及び第68条第3項の規定により交付される交付金の額その他の事情を勘案して規則で定める額</p> | <p>(使用料)</p> <p>第5条 幼稚園を利用する者の保護者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の使用料を市長が指定する日までに納付しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 第3条第4号に掲げる事業 当該事業に通常要する費用の額、法第67条第3項及び第68条の2の規定により交付される交付金の額その他の事情を勘案して規則で定める額</p> |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市立幼稚園条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 浜松市立幼稚園条例の一部を改正する条例（平成27年浜松市条例第41号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>附 則</p> <p>4 当分の間、浜松市立幼稚園条例第3条第3号及び第4号に掲げる事業の実施体制の確保その他の事情を勘案して教育委員会が定める幼稚園における同号並びに同条例第4条第1号及び第5条第4号の規定の適用については、同条例第3条第4号中「第1号に掲げる事業を利用する者に対する法第59条第10号に掲げる事業」とあるのは「預かり保育(第1号に掲げる事業を利用する者に対する教育課程に係る教育時間以外における教育活動をいう。)」と、同条例第4条第1号中「第4号」とあるのは「浜松市立幼稚園条例の一部を改正する条例(平成27年浜松市条例第41号)附則第4項の規定により読み替えて適用される同条第4号」と、同条例第5条第4号中「第3条第4号」とあるのは「浜松市立幼稚園条例の一部を改正する条例附則第4項の規定により読み替えて適用される第3条第4号」と、「当該事業に通常要する費用の額、法第67条第3項及び第68条第3項の規定により交付される交付金の額」とあるのは「当該事業に通常要する費用の額」とし、同条例第3条第3号、第4条第3号及び第5条第3号の規定は、適用しない。</p> | <p>附 則</p> <p>4 当分の間、浜松市立幼稚園条例第3条第3号及び第4号に掲げる事業の実施体制の確保その他の事情を勘案して教育委員会が定める幼稚園における同号並びに同条例第4条第1号及び第5条第4号の規定の適用については、同条例第3条第4号中「第1号に掲げる事業を利用する者に対する法第59条第10号に掲げる事業」とあるのは「預かり保育(第1号に掲げる事業を利用する者に対する教育課程に係る教育時間以外における教育活動をいう。)」と、同条例第4条第1号中「第4号」とあるのは「浜松市立幼稚園条例の一部を改正する条例(平成27年浜松市条例第41号)附則第4項の規定により読み替えて適用される同条第4号」と、同条例第5条第4号中「第3条第4号」とあるのは「浜松市立幼稚園条例の一部を改正する条例附則第4項の規定により読み替えて適用される第3条第4号」と、「当該事業に通常要する費用の額、法第67条第3項及び第68条の2の規定により交付される交付金の額」とあるのは「当該事業に通常要する費用の額」とし、同条例第3条第3号、第4条第3号及び第5条第3号の規定は、適用しない。</p> |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

第 105 号 議 案

令和 6年 9月 5日 提 出

浜松市国民健康保険条例の一部改正について

浜松市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市国民健康保険条例の一部を改正する条例

浜松市国民健康保険条例（昭和34年浜松市条例第25号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| 第33条 本市は、世帯主が法第9条第1項若しくは <u>第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合</u> においては、その者に対し10万円以下の過料を科する。 | 第33条 本市は、世帯主が法第9条第1項若しくは <u>第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合</u> においては、その者に対し10万円以下の過料を科する。 |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第 106 号 議 案

令和 6年 9月 5日 提 出

浜松市斎場条例の一部改正について

浜松市斎場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市斎場条例の一部を改正する条例

浜松市斎場条例（昭和47年浜松市条例第43号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 | | | | | | | | | |
|---|-----|---------|----|------|---|----|-----|----|---------|--|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、火葬、<u>葬儀、祭儀等</u>のため設置する斎場について必要な事項を定める。</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 斎場は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>葬儀及び祭儀</u>に係る施設の提供に関すること(浜松市浜松斎場及び浜松市雄踏斎場(祭儀に係るものを除く。))に限る。)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(開館時間)</p> <p>第4条 斎場の開館時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、開館時間を<u>延長</u>することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>葬儀及び祭儀</u>に係る施設の利用を許可しない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>別表(第8条関係)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 室使用料</p> <p>(1) 浜松市浜松斎場</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多目的室</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">無料</td> </tr> <tr> <td>葬祭室</td> <td style="text-align: center;">1回</td> <td style="text-align: center;">33,970円</td> </tr> </tbody> </table> | 区分 | 単位 | 金額 | 多目的室 | / | 無料 | 葬祭室 | 1回 | 33,970円 | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、火葬、<u>葬儀等</u>のため設置する斎場について必要な事項を定める。</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 斎場は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 葬儀に係る施設の提供に関すること(浜松市雄踏斎場に限る。)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(開館時間)</p> <p>第4条 斎場の開館時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、開館時間を<u>変更</u>することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、葬儀に係る施設の利用を許可しない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>別表(第8条関係)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 室使用料</p> |
| 区分 | 単位 | 金額 | | | | | | | | |
| 多目的室 | / | 無料 | | | | | | | | |
| 葬祭室 | 1回 | 33,970円 | | | | | | | | |

| | |
|----------------|---------|
| <u>(2)</u> (略) | (略) |
| 3・4 (略) | 3・4 (略) |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日の翌日から施行する。

第 107 号 議 案

令和 6年 9月 5日 提 出

浜松市景観条例等の一部改正について

浜松市景観条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市景観条例等の一部を改正する条例

(浜松市景観条例の一部改正)

第1条 浜松市景観条例(平成20年浜松市条例第89号)の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>(届出等の時期)</p> <p>第14条 法第16条第1項若しくは第2項の規定による届出又は同条第5項後段の規定による通知は、建築物の建築等及び工作物の建設等のうち<u>建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項(同法第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)</u>の規定による確認の申請又は同法第18条第2項(同法第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)<u>の規定による計画の通知を要するもの</u>にあつては、当該確認の申請又は<u>計画の通知</u>を行う日の2週間前までに行わなければならない。</p> | <p>(届出等の時期)</p> <p>第14条 法第16条第1項若しくは第2項の規定による届出又は同条第5項後段の規定による通知は、建築物の建築等及び工作物の建設等のうち<u>次の各号のいずれかに該当する行為を行うもの</u>にあつては、<u>当該行為</u>を行う日の2週間前までに行わなければならない。</p> <p>(1) <u>建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項又は第6条の2第1項(これらの規定を同法第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)</u>に規定する<u>確認の申請</u></p> <p>(2) <u>建築基準法第18条第2項又は第4項(これらの規定を同法第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)</u>に規定する<u>計画の通知</u></p> |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市狭い道路の拡幅整備に関する条例の一部改正)

第2条 浜松市狭い道路の拡幅整備に関する条例(平成14年浜松市条例第36号)の一

部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>(事前協議)</p> <p>第7条 建築主は、次の各号のいずれかに該当する行為を行おうとする前に、後退用地等に関し、規則で定めるところにより市長と協議を行わなければならない。</p> <p>(1) 法第6条第1項(法第88条において準用する場合を含む。)の<u>規定に基づく建築確認</u>の申請</p> <p>(2) <u>法第6条の2第1項(法第88条において準用する場合を含む。)</u>に規定する<u>確認を受けるための書類の提出</u></p> <p>(3) <u>法第18条第2項(法第88条において準用する場合を含む。)</u>の<u>規定に基づく建築計画</u>の通知</p> <p>2 (略)</p> | <p>(事前協議)</p> <p>第7条 建築主は、次の各号のいずれかに該当する行為を行おうとする前に、後退用地等に関し、規則で定めるところにより市長と協議を行わなければならない。</p> <p>(1) 法第6条第1項又は第6条の2第1項(これらの規定を法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)に規定する<u>確認</u>の申請</p> <p>(2) 法第18条第2項又は第4項(これらの規定を法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)に規定する<u>計画</u>の通知</p> <p>2 (略)</p> |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例の一部改正)

第3条 浜松市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例(平成14年浜松市条例第102号)の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>(標識設置の届出)</p> <p>第8条 建築主は、第6条の規定により標識を設置した場合は、次の各号に掲げる日のうち最も早い日の20日前までに、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第18条第2項に規定する計画の通知を行おうとする日</p> | <p>(標識設置の届出)</p> <p>第8条 建築主は、第6条の規定により標識を設置した場合は、次の各号に掲げる日のうち最も早い日の20日前までに、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第18条第2項又は第4項に規定する計画の通知を行おうとする日</p> |

(3) (略)

(3) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日の翌日のいずれか遅い日から施行する。
- 2 景観法（平成16年法律第110号）第16条第5項後段の規定による通知を要する行為のうち、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して2週間を経過する日までの間に建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第18条第4項（法第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）に規定する計画の通知を行うものに係る第1条の規定による改正後の浜松市景観条例第14条の規定の適用については、同条中「の2週間前までに」とあるのは、「までに」とする。
- 3 施行日から起算して20日を経過する日までの間に法第18条第4項に規定する計画の通知を行おうとする場合（当該計画の通知を行おうとする日が第3条の規定による改正後の浜松市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例第8条第3号に掲げる日以後である場合を除く。）における同条の規定の適用については、同条中「の20日前までに」とあるのは、「までに」とする。

第 108 号 議 案

令和 6年 9月 5日 提 出

浜松市自転車等駐車場条例の一部改正について

浜松市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

浜松市自転車等駐車場条例（平成6年浜松市条例第18号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | | 改正後 | |
|------------------|-----|------------------|-----------------------|
| 別表第3（第2条関係） | | 別表第3（第2条関係） | |
| 名称 | 位置 | 名称 | 位置 |
| (略) | | (略) | |
| 西鹿島駅西自転車等 駐車場 | (略) | 西鹿島駅西自転車等 駐車場 | (略) |
| | | 水窪駅前自転車等駐 車場 | 浜松市天竜区水窪町 地頭方985番4 |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

第 109 号 議 案

令和 6年 9月 5日 提 出

浜松市立幼保連携型認定こども園条例の制定について

浜松市立幼保連携型認定こども園条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市立幼保連携型認定こども園条例

(設置)

第1条 市は、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援を行うため、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第12条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園（同法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 幼保連携型認定こども園の名称及び位置は、別表のとおりとする。

(事業)

第3条 幼保連携型認定こども園は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第1項に規定する特定教育・保育
- (2) 法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援（法第7条第10項第5号及び第6号に掲げる事業に限る。）
- (3) 第1号に掲げる事業を利用する者に対する法第59条第2号に規定する時間外保育
- (4) 法第59条第10号に掲げる一時預かり事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事業

(利用者の範囲)

第4条 幼保連携型認定こども園を利用することができる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

- (1) 前条第1号に掲げる事業 法第19条第1号、第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子ども
- (2) 前条第2号に掲げる事業 法第30条の4第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する法第30条の8第1項に規定する施設等利用給付認定子ども
- (3) 前条第3号に掲げる事業 法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子ども
- (4) 前条第4号及び第5号に掲げる事業 市長が必要があると認める者

(定員)

第5条 幼保連携型認定こども園の定員は、規則で定める。

(休園日及び開園時間)

第6条 幼保連携型認定こども園の休園日及び開園時間は、規則で定める。

(使用料)

第7条 幼保連携型認定こども園を利用する者の保護者は、次の各号に掲げる事業の区分

に応じ、それぞれ当該各号に定める額の使用料を市長が指定する日までに納付しなければならない。

(1) 第3条第1号に掲げる事業 法第27条第3項第2号に掲げる額又は法第28条第2項第1号に規定する政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額

(2) 第3条第2号に掲げる事業 当該事業に通常要する費用の額、法第30条の11第2項に規定する施設等利用費の額その他の事情を勘案して規則で定める額

(3) 第3条第3号及び第4号に掲げる事業 当該事業に通常要する費用の額、法第67条第3項及び第68条の2の規定により交付される交付金の額その他の事情を勘案して規則で定める額

(使用料の減免)

第8条 市長は、特別の理由があると認めるときは、前条に規定する使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、当該使用料の全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償の義務)

第10条 幼保連携型認定こども園の施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、その損害について市長が定める額を賠償しなければならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 法附則第9条第1項の場合における第7条第1号の規定の適用については、同号中「法第27条第3項第2号に掲げる額又は法第28条第2項第1号」とあるのは、「法附則第9条第1項第1号イ又は第2号イ(1)」とする。

(浜松市学校教育振興基金に関する条例の一部改正)

3 浜松市学校教育振興基金に関する条例（昭和49年浜松市条例第9号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、浜松市立の幼稚園、小学校、中学校及び高等学校における学校教育の振興を図るため設置する浜松市学校教育振興基金（以下「基金」という。）について必要な事項を定める。</p> <p>(処分)</p> <p>第6条 基金は、浜松市立の幼稚園、小学校、中学校及び高等学校における施設の整備及び教材の購入に要する経費に充てるときに限り処分することができる。</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、浜松市立の幼稚園、<u>幼保連携型認定こども園</u>、小学校、中学校及び高等学校における学校教育の振興を図るため設置する浜松市学校教育振興基金（以下「基金」という。）について必要な事項を定める。</p> <p>(処分)</p> <p>第6条 基金は、浜松市立の幼稚園、<u>幼保連携型認定こども園</u>、小学校、中学校及び高等学校において、<u>学校教育の振興を図るための施設の整備及び教材の購入に要する経費に充てるときに限り処分することができる。</u></p> |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市立保育所条例の一部改正)

4 浜松市立保育所条例(昭和24年浜松市条例第13号)の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|-------------------|----|-----|--|------------|-----|------------|-------------------|-----------|-----|-----|--|--|----|----|-----|--|------------|-----|-----------|-----|-----|--|
| <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>浜松市立権現谷保育園</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>浜松市立佐鳴台保育園</td> <td>浜松市中央区佐鳴台三丁目31番2号</td> </tr> <tr> <td>浜松市立寺島保育園</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 名称 | 位置 | (略) | | 浜松市立権現谷保育園 | (略) | 浜松市立佐鳴台保育園 | 浜松市中央区佐鳴台三丁目31番2号 | 浜松市立寺島保育園 | (略) | (略) | | <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>浜松市立権現谷保育園</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>浜松市立寺島保育園</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 名称 | 位置 | (略) | | 浜松市立権現谷保育園 | (略) | 浜松市立寺島保育園 | (略) | (略) | |
| 名称 | 位置 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 浜松市立権現谷保育園 | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 浜松市立佐鳴台保育園 | 浜松市中央区佐鳴台三丁目31番2号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 浜松市立寺島保育園 | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 名称 | 位置 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 浜松市立権現谷保育園 | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 浜松市立寺島保育園 | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正)

5 浜松市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(平成14年浜松市条例第32号)の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公立学校の学校医、学校</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公立学校の学校医、学校</p> |

| | |
|---|--|
| <p>歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号。第3条において「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、市立の幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（<u>第3条において「学校医等」という。</u>）の公務上の災害に対する補償（以下「補償」という。）の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定める。</p> <p>（実施機関）</p> <p>第2条 この条例に定める補償事務を実施する機関は、教育委員会とする。</p> <p>（委任）</p> <p>第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。</p> | <p>歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号。第3条において「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、市立の幼稚園、<u>幼保連携型認定こども園</u>、小学校、中学校及び高等学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（<u>以下「学校医等」という。</u>）の公務上の災害に対する補償（以下「補償」という。）の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定める。</p> <p>（実施機関）</p> <p>第2条 この条例に定める補償事務を実施する機関は、教育委員会（<u>幼保連携型認定こども園の学校医等に係る補償事務にあつては、市長。以下同じ。</u>）とする。</p> <p>（委任）</p> <p>第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則（<u>幼保連携型認定こども園に係る事項にあつては、規則</u>）で定める。</p> |
|---|--|

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表（第2条関係）

| 名称 | 位置 |
|-------------|-------------------|
| 浜松市立佐鳴台こども園 | 浜松市中央区佐鳴台三丁目31番2号 |

第 110 号 議 案

令和 6年 9月 5日 提 出

静岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定に基づき、次のように静岡県後期高齢者医療広域連合規約を変更することに関し、協議して定めることについて、同法第 291 条の 11 の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

静岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

静岡県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年 1 月 23 日静岡県指令市行第 411 号）の一部を次のように変更する。

別表第 1 中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

工事請負契約締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

浜松市長 中 野 祐 介

| 工事の名称 | 工事の概要 | 契約金額 | 契約方法 | 契約者住所氏名 |
|----------------|--|--------------|-------------------------------------|---|
| 旧浜松市教育文化会館解体工事 | 解体工事一式 ・ 本体解体工事 ・ 付属棟解体工事 ・ 外構解体工事 ・ 設備解体工事 他 | 492,800,000円 | 制 限 付 一 般 競 争 入 札 (総合評価方式) | 浜松市中央区 米津町2266番地の1 山吉建設株式会社 代表取締役 菅沼 孝之 |

工事請負契約締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

浜松市長 中 野 祐 介

| 工事の名称 | 工事の概要 | 契約金額 | 契約方法 | 契約者住所氏名 |
|----------------------------|---|--------------|-------------------------------|---|
| 旧浜松福祉協働センター（アンサンプル江之島）解体工事 | 解体工事一式 ・ 本体解体工事 ・ 外構解体工事 ・ 付属棟解体工事 ・ 上記に伴う電気設備解体工事 ・ 上記に伴う機械設備解体工事 ・ 跡地整備工事 | 456,500,000円 | 制限付 一般競争 入札 (総合評価方式) | 浜松市中央区布橋 二丁目6番1号 須山建設株式会社 取締役社長 須山 雄造 |

工事請負契約締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

浜松市長 中 野 祐 介

| 工事の名称 | 工事の概要 | 契約金額 | 契約方法 | 契約者住所氏名 |
|--------------------------------------|---|--------------|-----------------------------------|--|
| 浜松市新津協働 センター大規模 改修工事（建築 工事） | 大規模改修工事 一式 ・大規模改修工事 ・ユニバーサルデ ザイン化整備工 事 | 418,000,000円 | 制限付 一般競争 入札 （総合評 価方式） | 浜松市中央区 倉松町1044番地 株式会社水野組 代表取締役 水野 敦夫 |

工事請負契約締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

浜松市長 中 野 祐 介

| 工事の名称 | 工事の概要 | 契約金額 | 契約方法 | 契約者住所氏名 |
|---|---|--------------|-------------------|--|
| 令和6年度（債務）河川改良国 交付金事業（防 災・安全交） （準）高塚川排 水機場築造工事 （機械工事） | <p>機械設備工事一式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポンプ（全速全 水位型横軸水中 ポンプ口径 800mm）4台 ・ゲート（鋼板製 ローラゲート 幅 4,800mm × 高 2,300mm）2門 ・引上式自動除塵 機（幅4,800mm× 高2,940mm）2基 | 404,800,000円 | 制限付 一般競争 入札 | 東京都台東区上野 七丁目12番14号 新明和工業株式会 社 産機システム 事業部 環境シス テム本部 営業部 副本部長 飯島 二郎 |

物品購入契約締結について

次のとおり物品購入契約を締結する。

浜松市長 中 野 祐 介

| 品 名 | 概 要 | 契 約 金 額 | 契 約 方 法 | 契 約 者 住 所 氏 名 |
|-----------------------|---|--------------|----------------------------|--|
| 浜松市立西 図書館書架 等備品 | 浜松市立西図書館書架 等備品一式 ・書架、カウンター、 閲覧用机・椅子 ・館内サイン類 他 | 101,200,000円 | 特定調達 契 約 一般競争 入 札 | 浜松市中央区 新橋町858番地1 丸茂木工株式会社 代表取締役 鈴木 真理子 |

物品購入契約締結について

次のとおり物品購入契約を締結する。

浜松市長 中 野 祐 介

| 品 名 | 概 要 | 契 約 金 額 | 契 約 方 法 | 契 約 者 住 所 氏 名 |
|-----------------------------------|---|-------------|----------------------------------|--|
| 消防ポンプ 自動車 (CD-I 型) 3台 | <ul style="list-style-type: none"> ・シャシ 3トン級 ダブルキャビン付 消防専用シャシ ・ポンプ性能A-2級 | 77,880,000円 | 特 定 調 達 契 約 一 般 競 争 入 札 | 浜松市中央区馬郡町 1893番地の1 静岡森田ポンプ株式会社 代表取締役 中村 朋行 |

物品購入契約締結について

次のとおり物品購入契約を締結する。

浜松市長 中 野 祐 介

| 品 名 | 概 要 | 契 約 金 額 | 契 約 方 法 | 契 約 者 住 所 氏 名 |
|---------------------|---|--------------|----------------------------------|--|
| 救助工作車 (Ⅲ型) 1台 | <ul style="list-style-type: none"> ・ シャシ 5.5 t 級増トン仕様 ダブルキャビン付 消防専用シャシ ・ クレーン ・ 前後ウインチ ・ 発電照明装置付 ・ 救助用資機材一式 | 205,590,000円 | 特 定 調 達 契 約 一 般 競 争 入 札 | 浜松市中央区馬郡町 1893番地の1 静岡森田ポンプ株式会社 代表取締役 中村 朋行 |

令和 5 年度浜松市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 5 年度浜松市下水道事業会計未処分利益剰余金 4, 261, 828, 723 円のうち 2, 170, 000, 000 円を減債積立金に積立て、2, 090, 000, 000 円を資本金に組入れ、残余を翌年度に繰り越すものとする。

浜松市長 中 野 祐 介

| | |
|---------------|--------------------|
| 1 当年度未処分利益剰余金 | 4, 261, 828, 723 円 |
| 2 利益剰余金処分別 | 4, 260, 000, 000 円 |
| (1) 減債積立金 | 2, 170, 000, 000 円 |
| (2) 資本金 | 2, 090, 000, 000 円 |
| 3 翌年度繰越利益剰余金 | 1, 828, 723 円 |

専決処分の報告

地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分事項に基づき、次のとおり道路瑕疵、人身事故、交通事故、物損事故、市営住宅使用料等請求事件にかかる和解及び損害賠償の額について専決処分したから報告する。

浜松市長 中 野 祐 介

道路瑕疵

| 専 決 | | 和解及び損害 賠償の額 | 相手方の 住所・氏名 | 事故発生 年月日 | 事故発生場所 及び事故の内容 |
|-------|---------------|--|--|----------------|--------------------------------------|
| 番号 | 年月日 | | | | |
| 24 | 令和6年 5月29日 | 和 解 28,490円 | 浜松市中央区 東若林町1114番地の2 株式会社 アツミ 代表取締役 渥美 厚拓 | 令和5年 12月14日 | 浜松市中央区 東若林町1162番地 の1地先 物損事故 |
| 事故の状況 | | 午前9時40分頃、相手方車両が市道東若林22号線を北進中、グレーチング（側溝の蓋）上を通過した際、グレーチングが落下し、右側後輪のタイヤをパンクした物損事故である。 | | | |
| 負担割合 | | 浜松市70% 相手方30% | | | |
| 対 策 | | 令和6年2月 復旧工事完了。 | | | |

| 専 決 | | 和解及び損害 賠償の額 | 相手方の 住所・氏名 | 事故発生 年月日 | 事故発生場所 及び事故の内容 |
|-----|---|-----------------|------------------------|---------------|--------------------------------------|
| 番号 | 年月日 | | | | |
| 25 | 令和6年 5月29日 | 和 解 7,403円 | 浜松市中央区 天王町 A氏 | 令和6年 1月24日 | 浜松市中央区 薬師町324番地の2 地先 物損事故 |
| | <p>事故の状況 午前6時15分頃、相手方原動機付自転車が市道薬師21号線を南進中、道路上に発生した穴ぼこ（幅15cm×長さ30cm×深さ6cm）に後輪を落とし、タイヤをパンクした物損事故である。</p> <p>負担割合 浜松市50% 相手方50%</p> <p>対策 令和6年1月 復旧工事完了。</p> | | | | |
| 26 | 令和6年 7月3日 | 和 解 4,620円 | 浜松市中央区 遠州浜一丁目 B氏 | 令和6年 3月27日 | 浜松市中央区 篠原町26098番地の 1地先 物損事故 |
| | <p>事故の状況 午後7時00分頃、相手方車両が市道新橋坪井線を西進中、道路上に発生した穴ぼこ（幅60cm×長さ90cm×深さ8cm）に右側前輪を落とし、タイヤがパンクした物損事故である。</p> <p>負担割合 浜松市60% 相手方40%</p> <p>対策 令和6年6月 復旧工事完了。</p> | | | | |
| 27 | 令和6年 7月3日 | 和 解 156,024円 | 浜松市浜名区 上島 C氏 | 令和6年 4月17日 | 浜松市天竜区 龍山町大嶺260番地 の4地先 物損事故 |
| | <p>事故の状況 午前7時10分頃、相手方車両が国道152号を北進中、山側法面からの落石によりフロントガラスを損傷した物損事故である。</p> <p>負担割合 浜松市100%</p> <p>対策 令和6年4月23日 注意看板設置。</p> | | | | |

| 専 決 | | 和解及び損害 賠償の額 | 相手方の 住所・氏名 | 事故発生 年月日 | 事故発生場所 及び事故の内容 |
|-----|--|-----------------|----------------------------|---------------|--|
| 番号 | 年月日 | | | | |
| 28 | 令和6年 7月3日 | 和 解 493,405円 | 掛川市初馬 D氏 | 令和5年 8月4日 | 浜松市中央区 鹿谷町21番9号地先 物損事故 |
| | <p>事故の状況 午後8時20分頃、相手方車両が国道257号を南進し、左折して沿道の店舗駐車場に進入した際、歩車道境界ブロックを跳ね上げ、車両底部と車軸を損傷した物損事故である。</p> <p>負担割合 浜松市100%</p> <p>対策 令和5年8月11日 復旧工事完了。</p> | | | | |
| 29 | 令和6年 7月22日 | 和 解 139,913円 | 浜松市中央区 安松町 E氏 | 令和6年 5月14日 | 浜松市天竜区 佐久間町佐久間 豆こぼしトンネル内 物損事故 |
| | <p>事故の状況 午後0時00分頃、相手方車両が国道473号を西進中、トンネル内の覆工目地部のコンクリートが剥がれ落ち、フロントガラスを損傷した物損事故である。</p> <p>負担割合 浜松市100%</p> <p>対策 令和6年5月17日 目地部の浮き剥離の叩き落しを実施。安全を確認。</p> | | | | |
| 30 | 令和6年 7月30日 | 和 解 10,758円 | 浜松市中央区 高丘北二丁目 F氏 | 令和6年 3月18日 | 浜松市浜名区 細江町中川 6629番地の1地先 物損事故 |
| | <p>事故の状況 午前9時00分頃、相手方車両が市道細江中川1号線を北進中、道路法面から道路上に飛び出していた竹に接触し助手席側のピラーとバイザーを破損した物損事故である。</p> <p>負担割合 浜松市60% 相手方40%</p> <p>対策 令和6年3月 枝の除去処理及び周辺樹木の点検完了。</p> | | | | |

| 専 決 | | 和解及び損害 賠償の額 | 相手方の 住所・氏名 | 事故発生 年月日 | 事故発生場所 及び事故の内容 |
|-----|--|-----------------|-------------------------|---------------|------------------------------------|
| 番号 | 年月日 | | | | |
| 31 | 令和6年 8月7日 | 和 解 23,700円 | 浜松市中央区 楊子町 G氏 | 令和6年 1月21日 | 浜松市中央区 楊子町306番地の1 地先 物損事故 |
| | <p>事故の状況 午前10時30分頃、相手方車両が民地から市道楊子4号線へ進入する際、はがれていた境界標を踏み、左側前輪のタイヤをパンクした物損事故である。</p> <p>負担割合 浜松市100%</p> <p>対 策 令和6年1月 周辺の境界標の安全を確認した。</p> | | | | |
| 32 | 令和6年 8月7日 | 和 解 155,573円 | 浜松市中央区 楊子町 G氏 | 令和6年 1月21日 | 浜松市中央区 楊子町306番地の1 地先 物損事故 |
| | <p>事故の状況 午後5時00分頃、相手方車両が市道三ヶ日向線を南進中、横断側溝のグレーチング（側溝の蓋）を跳ね上げ、車両下部を損傷した物損事故である。</p> <p>負担割合 浜松市100%</p> <p>対 策 令和6年4月12日 復旧工事完了。</p> | | | | |

人身事故

| 専 決 | | 和解及び損害 賠償の額 | 相手方の 住所・氏名 | 事故発生 年月日 | 事故発生場所 及び事故の内容 |
|-------|---------------|--|--|---------------|--|
| 番号 | 年月日 | | | | |
| 33 | 令和6年 7月22日 | 和 解 71,630円 | 浜松市中央区 伊左地町 I 氏 法定代理人 親権者母 J 氏 | 令和6年 5月22日 | 浜松市中央区 伊左地町2091番地 の71 緑ヶ丘第一公園 人身事故 |
| 事故の状況 | | 午後5時00分頃、相手方児童I氏がスプリング遊具で遊んでいた際、スプリングが破損し、遊具から転落したことにより、右肩挫傷、頭部打撲、頸椎及び腰椎捻挫を負った人身事故である。 | | | |
| 負担割合 | | 浜松市100% | | | |
| 対策 | | 令和6年5月 破断した遊具の地上部を回収した。残った基礎には囲いを設置した。 所管するほかの公園緑地内に設置している同様のスプリング遊具の緊急点検を実施した。 | | | |

交通事故

| 専 決 | | 和解及び損害 賠償の額 | 相手方の 住所・氏名 | 事故発生 年月日 | 事故発生場所 及び事故の内容 |
|-------|---------------|---|---|---------------|---|
| 番号 | 年月日 | | | | |
| 34 | 令和6年 7月22日 | 和解 628,000円 | 浜松市中央区 旭町12番地の1 遠州鉄道株式会社 取締役社長 丸山晃司 | 令和6年 5月29日 | 浜松市中央区 旭町11番地の2地先 交通事故（物損） |
| 事故の状況 | | 午前11時10分頃、公用車にて市道旭5号線を西進中、対向車線の車両に気を取られ、左側に寄ったところ、停車中の相手方車両の右後部と公用車の左前部が接触した物損事故である。 | | | |
| 過失割合 | | 浜松市100% | | | |
| 対策 | | 事故を起こした職員に対して嚴重注意を行い、交通事故防止に対する意識を徹底し、車両を運転する際の安全確認を十分注意するよう指導した。また、課員に対し課内会議を通じて再発防止を徹底するよう注意喚起を行った。 | | | |
| 35 | 令和6年 7月22日 | 和解 175,626円 | 浜松市中央区 布橋三丁目 K氏 | 令和6年 5月13日 | 浜松市中央区 寺島町285番地の5 寺島保育園駐車場 内 交通事故（物損） |
| 事故の状況 | | 午前11時10分頃、浜松市立寺島保育園の駐車場から出発するため後進した際、後方に停車していた相手方車両の左前部と公用車の右後部が接触した物損事故である。 | | | |
| 過失割合 | | 浜松市100% | | | |
| 対策 | | 事故を起こした職員へ嚴重注意を行うとともに、園職員に事故防止に対する意識を徹底するよう注意喚起を行った。 | | | |

| 専 決 | | 和解及び損害 賠償の額 | 相手方の 住所・氏名 | 事故発生 年月日 | 事故発生場所 及び事故の内容 |
|-----|--|-----------------|------------------------|---------------|----------------------------------|
| 番号 | 年月日 | | | | |
| 36 | 令和6年 7月29日 | 和 解 654,872円 | 浜松市中央区 高丘北一丁目 L氏 | 令和6年 3月11日 | 浜松市中央区 高丘北一丁目地内 交通事故（物損） |
| | <p>事故の状況 午前10時05分頃、連絡ごみ回収のため4 t 塵芥車にて中央区高丘北一丁目内を走行中、停車のため車両を左側に寄せたところ、車両左後方上部が相手方車庫屋根に接触した物損事故である。</p> <p>過失割合 浜松市100%</p> <p>対 策 事故を起こした職員へ嚴重注意を行うとともに、全職員にこのような事故を再度起こさないよう注意喚起を行った。</p> | | | | |
| 37 | 令和6年 8月1日 | 和 解 40,907円 | 菊川市嶺田 M氏 | 令和6年 5月29日 | 浜松市中央区 旭町11番地の2地先 交通事故（人身） |
| | <p>事故の状況 午前11時10分頃、公用車にて市道旭5号線を西進中、対向車線の車両に気を取られ、左側に寄ったところ、停車中の相手方車両の右後部と公用車の左前部が接触し、相手方が負傷した人身事故である。</p> <p>過失割合 浜松市100%</p> <p>対 策 事故を起こした職員に対して嚴重注意を行い、交通事故防止に対する意識を徹底し、車両を運転する際の安全確認を十分注意するよう指導した。また、課員に対し課内会議を通じて再発防止を徹底するよう注意喚起を行った。</p> | | | | |

物損事故

| 専 決 | | 和解及び損害 賠償の額 | 相手方の 住所・氏名 | 事故発生 年月日 | 事故発生場所 及び事故の内容 |
|---|---------------|-----------------|---------------------------|---------------|-----------------------------------|
| 番号 | 年月日 | | | | |
| 38 | 令和6年 6月14日 | 和 解 393,140円 | 浜松市中央区 中央三丁目 N氏 | 令和5年 3月18日 | 浜松市中央区 下池川町155番地の 1 物損事故 |
| 事故の状況 勤労会館（Uホール）第2駐車場内の立木の枯れ枝が落下し、相手方 車両の屋根を損傷した物損事故である。 | | | | | |

市営住宅使用料等請求事件

| 専 決 | | 和解及び滞納 使用料等の額 | 相手方の 住所・氏名 | 和 解 年 月 日 | 和解の内容 |
|--|--------------|------------------|----------------------------|--------------|---|
| 番号 | 年 月 日 | | | | |
| 39 | 令和6年 7月4日 | 和 解 997,576円 | 浜松市中央区 O氏 P氏 | 令和6年 7月4日 | 相手方は滞納住宅 使用料13か月分、 269,948円、滞納駐 車場使用料17か月 分、51,000円、賃料 相当損害金391,258 円、駐車場使用料相 当損害金22,800円、 原状回復費用 262,570円の計 997,576円を浜松 市に対して月々 10,000円を支払う ことで和解したも のである。 |
| <p>和解条項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 相手方O及びPは、連帯して上記債権の支払義務のあることを認める。 2 浜松市及び相手方Oは、本件建物賃貸借契約に基づき相手方Oが浜松市に差し入れた敷金65,100円を、前項の債権に充当することに合意する。 3 相手方O及びPは、浜松市に対し、前項の充当後の残金932,476円のうち、12,476円を本和解の席上で支払い、浜松市は、これを受領した。 4 相手方O及びPは、浜松市に対し、連帯して、第1項の債権から第2項及び第3項の金額を控除した920,000円を令和6年8月から毎月末日までに10,000円ずつ分割して支払う。 5 相手方O及びPが前項の分割金の支払を怠り、その額が30,000円に達したときは、残金を直ちに浜松市に支払う。 | | | | | |

